

令和5年度

おいらせ町農業委員会

第11回 総会議事録

期日 令和 6年 2月 9日

場所 おいらせ町立東公民館

## 第11回おいらせ町農業委員会総会

1. 場 所 おいらせ町立東公民館

2. 開会期日 令和 6年 2月 9日 (金) 午後 4時00分

3. 閉会日時 令和 6年 2月 9日 (金) 午後 4時20分

### 4. 出席委員

2番 馬場 武雄 君	3番 日ヶ久保 亨 君	4番 玉川 勉 君
5番 沼舘 廣志 君	6番 久慈 弘子 君	7番 吉田 良紀 君
8番 袴田 光雄 君	9番 佐々木 明博 君	10番 松本 一弥 君
11番 柏崎 幸子 君	12番 坂井田 進 君	13番 袴田 信男 君
14番 上久保 辰視 君	15番 久保田 信一 君	16番 川口 勉 君
17番 成田 健義 君	18番 名古屋 誠一 君	19番 松林 勝智 君

### 5. 欠席委員

1番 日ヶ久保 浩幸 君

### 6. 会議に付した事件

- (1) 報告第25号 農地法第3条の3第1項の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出  
について
- (2) 報告第26号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
- (3) 議案第49号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- (4) 議案第50号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- (5) 議案第51号 おいらせ町農用地利用集積計画の決定について
- (6) 議案第52号 農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画(一括方式)の決定に  
ついて

### 7. 会議録署名委員

10番 松本 一弥 君、11番 柏崎 幸子 君

### 8. 会議事件の説明および職務のため出席したもの

おいらせ町農業委員会 局長 西舘 道幸 次長 川口 嘉大

### 9. 書 記 次長 川口 嘉大

開会 午後4時00分

議 長	<p>(修 礼)</p> <p>ただいまから、令和5年度第11回総会を開催します。</p> <p>ただ今の出席委員数は…あ、ちょうど来ました。19名中 18名でございます。(定足数に達しておりますの)で、総会は成立いたします。</p> <p>なお、1番 日ヶ久保 浩幸 委員は、欠席のむね連絡がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、おいらせ町農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、10番 松林 一弥委員、11番 柏崎 幸子委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の川口次長を指名いたします。</p> <p>では、これより報告事項に入ります。</p> <p>報告第25号「農地法第3条の3の規定に基づく農地又は採草放牧地の権利取得の届出について」を議題といたします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第25号について説明します。</p>

<p>議 長</p>	<p>議案書の1-1から1-5ページをご覧ください。</p> <p>本件は、相続等により農地を取得した者が、農業委員会に届出をしたものであり、内容については記載のとおりです。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>特にないようですので、報告第25号は報告済みとさせていただきます。</p> <p>次に、報告第26号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、報告第26号について説明します。</p> <p>議案書の2ページと、資料1から2をご覧ください。</p> <p>照会は2件であり、内容については記載のとおりです。農業委員及び事務局職員で行った現地調査の結果を回答しております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま す。</p> <p>ありませんでしょうか。…ないですか。</p>

<p>議長</p>	<p>(質疑・意見なし)</p> <p>特にないようですので、報告第26号は報告済みとさせていただきます。次に議案事項に入ります。</p> <p>議案第49号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局 (西館事務局長)</p>	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第49号について説明します。</p> <p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は、1議案2件であり、所有権移転が2件です。</p> <p>番号1は、贈与による所有権移転です。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 向山東二丁目 [REDACTED] 外4筆、地目は田、面積は合計4,909平方メートルとなっております。</p> <p>番号2は、売買による所有権移転です。</p> <p>資料4をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は 鶉久保山 [REDACTED]、地目は畑、面積は748平</p>

<p>議 長</p>	<p>方メートルとなっております。</p> <p>申請書を精査した結果、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の要件を満たしていると判断しました。また、この申請において周辺農地への影響は認められません。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認め、議案第49号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局 (西館事務局長)</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第49号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第50号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p> <p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは議案第50号について説明します。</p> <p>議案書の4ページ 番号1と、資料5から6をご覧ください。</p>

<p>議 長</p> <p>1 0 番 (松林委員)</p>	<p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、西前川原 [REDACTED]、地目は畑、面積は1, 136平方メートルです。用途、転用の事由は太陽光発電設備用敷地となっております。</p> <p>次に、番号2と、資料7から8をご覧ください。</p> <p>譲渡人は [REDACTED]、譲受人は [REDACTED] [REDACTED]。</p> <p>土地の所在は、中平下長根山 [REDACTED]、地目は畑、面積は3, 347平方メートルです。用途、転用の事由は資材置場及び駐車場の新設となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ただいまの事務局の説明に関連して、調査員は調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。</p> <p>はい、10番 松林委員です。</p> <p>それでは、調査の結果について説明いたします。</p> <p>2月1日に松林会長、玉川委員、私、西館事務局長、川口事務局次長の5人で調査を行いました。</p> <p>番号1の申請地は、太陽光発電設備を設置します。汚水は発生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。周りをフェンスで囲み、整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>番号2の申請地は、資材置場及び駐車場を設置します。汚水は発</p>
------------------------------------	--

議 長	<p>生せず、雨水は敷地内で浸透させ、処理します。整地のみであることから、農地への影響はないと考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>調査員からの説明が終わりました。</p> <p>つづいて、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>番号1の農地区分は、住宅の用に供する施設が連たんしている農地であることから、第3種農地と判断しました。申請事業者は、再生可能エネルギー発電事業を営んでおり、申請地が最適地であると判断し、太陽光発電事業を計画しました。第3種農地は原則転用許可となります。</p> <p>番号2の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一段の農地の区域内にある農地と考え、第1種農地と判断しました。申請者は、容器製造業を営んでおり、業務拡大を検討し、狭くなった資材置場及び駐車場の新設場所として、事業所と接している当該地を選定しました。申請地周辺で代替地も検討しましたが、条件が折り合わず、やむなく当該農地の申請に至ったものであります。不許可の例外で認められる、既存施設の2分の1以内の拡張に該当します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けま</p>

議 長	<p>す。</p> <p>はい、ないでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
議 長	<p>はい、質疑なしと認め、議案第50号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第50号を原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第51号「おいらせ町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第51号について説明します。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>おいらせ町長より、令和6年1月30日付けで農用地利用集積計画の決定を求められております。権利の内容は、売買が1件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は11筆で、合計面積は16,360平方メートル(約1.6ヘクタール)となります。</p> <p>計画の内容につきましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。</p>

議長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けません。</p>
16番 (川口委員)	<p>はい、議長。16番 川口 勉です。</p> <p>この51号の「所有権の移転を受ける者」、<span style="background-color: gray; color: gray;">          </span>さんですが。参考までにというか、聞きたいんですけども。私が知っている範囲だと、勤めているというような話を聞いています。</p> <p>で、勤めていて従事日数200日というのは、例えば本人の申告だけでこの200日になっているわけですか。それとも…。そこ、お願いします。</p>
事務局 (川口事務局次長)	<p>はい。</p> <p>こちらは農業委員会の事務の中で契約書を作成していただいて、双方ですね、渡人、受人双方来ていただいて、聞き取りながら契約書を作成しております。</p> <p>その中で、<span style="background-color: gray; color: gray;">          </span>さんがご自身の従事日数200日という形でおっしゃっていたものと記憶しております。<span style="background-color: gray; color: gray;">          </span>さんは、これまでも何度も契約しておりますので、ずっと200日でいるんですけども。勤め人の方で200日というと、ちょっとあれかなとも思いますけれども。一日の中で短時間でも、農地に、農業に携われば、現場をちょっと見に行ったりとか、田んぼとかの水とかを見たりするだけでも従事日数にカウントされるので、そういった実態にあっているのかなとは感じて、この書類を受け取っております。</p>

	以上です。
1 6 番 (川口委員)	わかりました。
7 番 (吉田委員)	はい、7番 吉田です。 あの ■■■ さん、■■■ の人でしょ。
事務局 (川口事務局次長)	はい。そうです。
7 番 (吉田委員)	じゃあ、自分のそばを作ったりしてるから、それはどんだの。農業しているのには入らないんですか。…例えば、私のところも、一応今、法人にして、会社から給料もらうようにして、その辺はどうなんですか。農業従事日数には入らないんですか。私のも ■■■ さんののも同じなので、聞いたらいいいのかと思って。
事務局 (川口事務局次長)	はい、じゃあ答弁させていただきます。 先ほどの川口委員のご質問にもあったんですけども。前に ■■■ の会社に勤めていたというのを、局長が存じていまして。ただ今はどうなっているかはわかりません。 それとあと従事状況ですけれども、息子さんも農業に携わって一緒にやっているみたいで、実際ご本人と息子さんと、最近だとどのような、どのくらい従事量が息子さんに移っているのかわからないので。その辺含めて次回の契約の時に、もし実態と異なっていて、

■さんが200日というのがちょっと多すぎたりしたら、契約書を直して、契約書を作成していきたいと思います。

そして、今ですね、委員の方から、沼館委員の方から…あ、すみません、失礼しました。吉田委員の方から受けたご質問なんですけども。法人の場合はその従業員といっても、2種類あると思います。その法人の役員たる家族の方、事業主とか奥様とか息子さんとか。それから臨時雇いの方もいらっしゃると思います。時給とか日給とかで。その人各々の、例えばその農業法人の報告書類であれば、各々一人一人の社員の人の従事日数というのを記載して報告しているものですから、法人としての従事日数は延べ何日というのはあるかとは思いますが、一人一人の従事日数で見るのだと思います。

例えば、社長が200日、息子さんが200日、あとは臨時雇いの人たちが30日と20日とかあったとしたら、会社としての従事日数というの一番多い人の従事日数がイコールであるのではないかと考えております。

議長 よろしいですか。

7番 はい。

(吉田委員)

議長 あと、ないですか。

(質疑・意見なし)

議 長	<p>あとないようですので、質疑なしと認め、議案第51号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第51号は原案どおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第52号「農地中間管理事業に係るおいらせ町農用地利用集積計画一括方式の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局からの説明を求めます。</p>
事 務 局 (西館事務局長)	<p>はい、議長。事務局長。</p> <p>それでは、議案第52号について説明します。</p> <p>議案書の6-1と6-2ページをご覧ください。</p> <p>権利の内容は、使用貸借権の設定が2件、賃借権の設定が3件となっております。</p> <p>これにより集積される農地は12筆で、合計面積は23,937平方メートル(約2.4ヘクタール)、設定期間は5年間となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。皆さんからの質疑を受けます。</p> <p>はい、ありませんでしょうか。…いいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>

議 長	<p>質疑なしと認め、議案第52号を原案どおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議案第52号を原案どおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第11回おいらせ町農業委員会総会を閉会します。</p>

閉会 午後4時20分